

蒲郡市地域生活支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条に規定する地域生活支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、蒲郡市とする。

(定義)

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 法第4条第1項に規定する者をいう。
- (2) 障害児 法第4条第2項に規定する者をいう。
- (3) 保護者 法第4条第3項に規定する者をいう。
- (4) 全身性障害者 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、肢体不自由の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級に該当する者で両上肢及び両下肢の機能の障害を有する者又はこれに準ずる者をいう。なお、準ずる者とは、身体障害者手帳の交付を受けているか否かに係らず、両下肢を含む三肢以上に障害を有するものをいう。
- (5) 視覚障害者 身体障害者福祉法第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、身体障害者福祉法施行規則別表第5号に規定する視覚障害を有する者をいう。

(実施方法)

第4条 事業は、社会福祉法人、非営利法人等に対し指定することにより実施するものとする。

(事業内容)

第5条 この要綱において実施する対象事業（以下「対象事業」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 移動支援 屋外で移動が困難な障害者等について、社会生活上必要不可欠

な外出及び余暇活動等社会参加を行う外出のための支援とする。ただし、通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出（通園又は通学時の付添い等、介護者の事情により市長が必要と認め定めた期間を除く。）、社会通念上適当でない外出のための支援は対象外とする。

(2) 日中一時支援 障害者等の日中における活動の場の確保及び障害者等の家族の就労支援並びに障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息のための支援とする。

(3) 地域活動支援センター 障害者等の地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与するための支援とする。

(指定事業者)

第6条 対象事業を運営するため指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、地域生活支援事業所指定申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の定款

(2) 従業者の勤務体系及び勤務形態一覧表

(3) 日中一時支援における施設の平面図及び写真

(4) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

(5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による書類の提出があったときは、申請者の事業実施能力及び施設の内容を十分審査して、指定が適当と認める場合につき地域生活支援事業所指定通知書（第2号様式）を交付するものとする。

3 指定を受けた者（以下「指定事業者」という。）が、第1項の規定に関する書類の記載内容を変更しようとするときは、変更届出書（第3号様式）により、その旨を市長に届け出るものとする。

4 指定事業者は、対象事業の運営を廃止、休止及び再開しようとするときは、廃止・休止・再開届出書（第4号様式）により、その旨を市長に届け出るものとする。

5 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。

(1) 適正な事業の運営ができないと市長が認めたとき。

(2) 地域生活支援給付費の請求に不正があったとき。

(指定事業者の責務)

第7条 指定事業者は、支援の開始に際して、あらかじめ利用者等に対し、利用者の支援の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、この利用の開始について利用者の同意を得て、利用の契約を締結するものとする。

2 指定事業者は、利用者等の身上及び家族に関して知り得た秘密を、他に漏らさないよう努めなければならない。

(利用対象者)

第8条 第5条第1号の利用対象者は、本市に住所を有し、法第5条第3項に規定する重度訪問介護、同条第5項に規定する行動援護及び同条第9項重度障害者等包括支援の障害福祉サービスの受給要件を満たさない者で、次に掲げるものとする。

(1) 全身性障害者（児）

(2) 視覚障害者（児）

(3) 知的障害者（児）

(4) 精神障害者（児）

2 第5条第2号及び第3号の利用対象者は、本市に住所を有する障害者及び障害児とする。この場合において、次の各号に掲げる者にあつては、当該各号に掲げる給付を優先して利用するものとする。

(1) 障害者 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第7項に規定する通所介護、同法第8条の2第6項に規定する介護予防通所リハビリテーション、法第5条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援

(2) 障害児 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の2第1号に規定する児童発達支援、同条第2号に規定する放課後等デイサービス、法第5条第7項に規定する生活介護又は同条第8項に規定する短期入所

(申請)

第9条 対象事業の利用をしようとする障害者又は障害児の保護者（以下「利用者等」という。）は、地域生活支援給付費支給申請書（第5号様式。以下「

申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急を要すると市長が認める場合は、申請書の提出を待たずに事業を利用することができる。この場合において、利用者等は、事後速やかに申請書を提出するものとする。

(利用決定)

第10条 市長は、前条の申請があった場合は、その必要性を検討し、速やかに利用の可否を決定し、地域生活支援給付費支給決定通知書(第6号様式)又は地域生活支援給付費却下通知書(第7号様式)により利用者等に通知するものとする。

- 2 市長は、対象事業の利用を決定した場合は、地域生活支援事業受給者証(第8号様式。以下「受給者証」という。)を利用者等に交付するものとする。

(変更申請)

第11条 前条の規定により決定された内容について利用者等が変更しようとするときは、地域生活支援給付費支給変更申請書(第9号様式)を市長に提出しなければならない。

(変更通知)

第12条 市長は、前条の規定による申請を受理した場合、その可否について地域生活支援給付費支給変更決定通知書(第10号様式)により通知するものとする。

(利用取消)

第13条 第10条の規定により決定された利用者等が次に掲げる場合に該当するときは、この利用決定を取消することができる。

- (1) 利用決定に係る障害者等が、対象事業を利用する必要がなくなったと認めるとき。
- (2) 利用決定した障害者等が、有効期間内において本市に住所を有しなくなったとき。
- (3) 利用者等が利用の可否に係る調査に応じないとき。
- (4) 利用者等が利用に関し虚偽の申請をしたとき。

- 2 前項の規定により利用を取り消した場合は、地域生活支援給付費支給決定取消通知書(第11号様式)により通知するものとする。ただし、同項第2号の規定により取り消した場合は除く。

(受給者証の再交付の申請)

第 1 4 条 受給者証を紛失又は破損した場合は、地域生活支援事業受給者証再交付申請書（第 1 2 号様式）により再交付を申請するものとする。

(給付費の支給)

第 1 5 条 対象事業の利用者に対し別紙の単価の 1 0 0 分の 9 0 に相当する額（生活保護法に基づく生活扶助を受けている世帯にあっては 1 0 0 分の 1 0 0 に相当する額）を給付費として支払うものとする。ただし、費用の受給に関し代理受領に係る利用者からの委任状（第 1 3 号様式）の提出があった場合はこの限りでない。

(代理受領)

第 1 6 条 前条の規定により代理受領の委任を受けた指定事業者は、給付費の請求書に利用実績記録票を添えて、市長に給付費の請求をするものとする。

2 給付費の支給は、事業者から利用実績があった月の翌月 1 0 日までに請求がなされた分について、翌々月末日までに行うものとする。

(負担上限額)

第 1 7 条 対象事業の負担上限額は、施行令第 1 7 条に定める額とする。

(高額地域生活支援給付費)

第 1 8 条 利用決定した障害者等が同一の月に対象事業の利用に要した費用（別紙の単価の 1 0 0 分の 1 0 相当額）の額、法第 2 9 条に規定する指定障害福祉サービス（介護給付費及び訓練等給付費）に要した費用の額、法第 7 6 条に規定する補装具の購入又は修理に要した費用の額、児童福祉法第 2 1 条の 5 の 2 に規定する障害児通所サービスの利用に要した費用の額、介護保険法第 2 4 条第 2 項に規定する介護給付等対象サービスのうち介護保険法施行令（平成 1 0 年政令第 4 1 2 号）で定めるサービスの利用に要した費用の額、蒲郡市障害児・者日常生活用具給付事業実施要綱に定める用具等の購入又は住宅改修に要した費用の額、蒲郡市訪問入浴サービス事業実施要綱に定めるサービスの利用に要した費用の額及び蒲郡市重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業実施要綱に定めるサービスの利用に要した費用の額の合計額が、施行令第 1 7 条又は同令第 4 3 条の 3 で定める額のうちいずれか高い額を超えるときは、当該利用者等に対し、高額地域生活支援給付費を支給する。

2 高額地域生活支援給付を受けようとする者は、高額地域生活支援給付費支給

申請書（第 14 号様式）により市長に申請しなければならない。

- 3 市長は、前項の申請を受理した場合は、内容を審査し適当と認めるときは速やかに高額地域生活支援給付費を支給するものとする。

（雑則）

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 1 月 8 日から施行する。

- 2 この要綱の施行の際、改正前の蒲郡市地域生活支援事業実施要綱の規定による諸様式の用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

この要綱は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別紙（第 15 条関係）

1 移動支援に係る給付費

- (1) 個別支援型（ヘルパー 1 人又は 2 人に対して利用者が 1 人の支援）及び車両移送型（自立生活援助事業、地域移行支援事業又は地域定着支援事業の利用者について車両を使用した搬送支援）の給付費単価は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 523 号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）の第 1 の 1 ロ及びニに定める単位数（同表の第 1 の 1 の注 2 に定める場合を含む。）に 10 円を乗じ、10 円未満を四捨五入して得た額とする。
- (2) グループ支援型（屋外でのグループワーク若しくは同一の場所での同一のイベントに複数の障害者等が同時参加する際に、ヘルパー 1 人に対して利用者が 2 人以下の支援。この支援において、自動車を利用する場合は道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）に基づく一般乗用旅客自動車運送事業者の車両若しくは福祉有償運送事業者として登録のある事業者の車両で、かつ利用者の安全確保ができる場合にのみ認め、運転手とヘルパーを各 1 名ずつ配置する。）の給付費単価は、(1)の個別支援型及び車両移送型の単価にヘルパーの人数を乗じ、利用者人数で除した額に係数 1.7 を乗じ、10 円未満を四捨五入して得た額とする。なお、同一の出発地から異なる目的地へ向かうため又は異なる出発地から同一の目的地へ向かうため、途中で利用者を乗降させた場合は、最長で利用した者の利用時間にて算出する。
- (3) 夜間又は深夜の時間帯に移動支援を実施した場合については、介護給付費等単位数表の第 1 の 1 の注 11 の定めによることとし、それぞれの時間帯をまたぐような利用があったときは、別の定めによるものとする。

2 日中一時支援に係る給付費

- (1) 日中一時支援の給付費単価は、介護給付費等単位数表の第 7 の 1 のイ(1)(-)に定める単位数に、次に掲げる区分に応じて、当該区分に掲げる割合及び 10 円を乗じ、10 円未満を四捨五入して得た金額とする。
 - ア 3 時間未満 4 分の 1
 - イ 3 時間以上 5 時間未満 4 分の 2

ウ 5時間以上7時間未満 4分の3

エ 7時間以上 4分の4

- (2) (1)にかかわらず、日中一時支援事業のうち、障害福祉サービス等利用における医療的ケア判定スコア（医師用）（以下「医療的ケア判定スコア（医師用）」という。）が1点以上又は蒲郡市日中一時支援事業医療的ケア判定票（第15号様式）の項目に該当する障害者等が、医療機関、障害者支援施設等においてサービスの提供を受けた場合の給付単価は、介護給付費等単位数表の第7の1ハ(1)に定める単位数に、次に掲げる区分に応じて、当該区分に掲げる割合及び10円を乗じ、10円未満を四捨五入して得た金額とする。

ア 3時間未満 4分の1

イ 3時間以上5時間未満 4分の2

ウ 5時間以上7時間未満 4分の3

エ 7時間以上 4分の4

- (3) (2)を算出した場合において、医療的ケア判定スコア（医師用）が25点以上のときは介護給付費等単位数表の第7の11イに定める単位数に、医療的ケア判定スコア（医師用）が10点以上25点未満のときは介護給付費等単位数表の第7の11ロに定める単位数に、医療的ケア判定スコア（医師用）が1点以上10点未満又は蒲郡市日中一時支援事業医療的ケア判定票の項目に該当する場合は第7の11ハに定める単位数に10円を乗じて得た金額を1日につき加算できる。ただし、令和7年3月31日までに医療機関、障害者支援施設等においてサービスの提供を受けていた者については、同表の第7の11ロに限るものとする。

- (4) (2)の給付単価及び(3)の加算ができる事業者は、愛知県から短期入所、生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けている事業所又は児童発達支援若しくは放課後等デイサービスに係る指定障害児通所施設の指定を受けている事業所であって、医療的ケア加算に関する届出書（第16号様式）の提出があり、医療的ケア加算に関する届出書における体制要件及び人材要件を満たすものとする。ただし、令和7年3月31日までに蒲郡市に医療的ケア加算に関する届出書を出している事業所はこの限りでない。

- (5) 日中一時支援事業所で送迎を行った場合は、介護給付費等単位数表の第7の

12に定める単位数を3で除して、更に10円を乗じて得た金額を加算できる。

- (6) 日中一時支援事業の給付費のうち(3)の加算については、第15条及び第18条の給付費の対象外とし、事業者からの請求に基づき全額、事業者へ給付する。

3 地域活動支援センターに係る給付費 別に定める。

蒲郡市地域生活支援事業
サービスコード
(令和8年4月改定版)

移動身体介護支援(日中のみ)

サービスコード	サービス内容略称	単位(円)	換算後支給量(時間)	備考
1111	移動身体介護日中0.5	2,560	0.5	30分未満
1112	移動身体介護日中1.0	4,040	1.0	30分以上～59分以下
1113	移動身体介護日中1.5	5,870	1.5	1時間以上～1時間29分以下
1114	移動身体介護日中2.0	6,690	2.0	1時間30分以上～1時間59分以下
1115	移動身体介護日中2.5	7,540	2.5	2時間以上～2時間29分以下
1116	移動身体介護日中3.0	8,370	3.0	2時間30分以上～2時間59分以下
1117	移動身体介護日中3.5	9,210	3.5	3時間以上～3時間29分以下
1118	移動身体介護日中4.0	10,040	4.0	3時間30分以上～3時間59分以下
1119	移動身体介護日中4.5	10,870	4.5	4時間以上～4時間29分以下
1120	移動身体介護日中5.0	11,700	5.0	4時間30分以上～4時間59分以下
1121	移動身体介護日中5.5	12,530	5.5	5時間以上～5時間29分以下
1122	移動身体介護日中6.0	13,360	6.0	5時間30分以上～5時間59分以下
1123	移動身体介護日中6.5	14,190	6.5	6時間以上～6時間29分以下
1124	移動身体介護日中7.0	15,020	7.0	6時間30分以上～6時間59分以下
1125	移動身体介護日中7.5	15,850	7.5	7時間以上～7時間29分以下
1126	移動身体介護日中8.0	16,680	8.0	7時間30分以上～7時間59分以下
1127	移動身体介護日中8.5	17,510	8.5	8時間以上～8時間29分以下
1128	移動身体介護日中9.0	18,340	9.0	8時間30分以上～8時間59分以下
1129	移動身体介護日中9.5	19,170	9.5	9時間以上～9時間29分以下
1130	移動身体介護日中10.0	20,000	10.0	9時間30分以上～9時間59分以下
1131	移動身体介護日中10.5	20,830	10.5	10時間以上～10時間29分以下

移動身体介護支援(早朝のみ 6:00～8:00)

サービスコード	サービス内容略称	単位(円)	
1132	移動身体介護早朝0.5	3,200	0.5
1133	移動身体介護早朝1.0	5,050	1.0
1134	移動身体介護早朝1.5	7,340	1.5
1135	移動身体介護早朝2.0	8,360	2.0
1136	移動身体介護早朝2.5	9,430	2.5

移動身体介護支援(夜間のみ 18:00～22:00)

サービスコード	サービス内容略称	単位(円)	
1137	移動身体介護夜間0.5	3,200	0.5
1138	移動身体介護夜間1.0	5,050	1.0
1139	移動身体介護夜間1.5	7,340	1.5
1140	移動身体介護夜間2.0	8,360	2.0
1141	移動身体介護夜間2.5	9,430	2.5
1142	移動身体介護夜間3.0	10,460	3.0
1143	移動身体介護夜間3.5	11,510	3.5
1144	移動身体介護夜間4.0	12,550	4.0
1145	移動身体介護夜間4.5	13,590	4.5

移動身体介護支援(深夜のみ 22:00～6:00)

サービスコード	サービス内容略称	単位(円)	
1146	移動身体介護深夜0.5	3,840	0.5
1147	移動身体介護深夜1.0	6,060	1.0
1148	移動身体介護深夜1.5	8,810	1.5
1149	移動身体介護深夜2.0	10,040	2.0
1150	移動身体介護深夜2.5	11,310	2.5
1151	移動身体介護深夜3.0	12,560	3.0
1152	移動身体介護深夜3.5	13,820	3.5
1153	移動身体介護深夜4.0	15,060	4.0
1154	移動身体介護深夜4.5	16,310	4.5
1155	移動身体介護深夜5.0	17,550	5.0
1156	移動身体介護深夜5.5	18,800	5.5
1157	移動身体介護深夜6.0	20,040	6.0
1158	移動身体介護深夜6.5	21,290	6.5

移動身体介護支援(深夜+早朝)

サービスコード	サービス内容略称	単位(円)	
1159	移動身体介護深夜0.5・早朝0.5	5,890	1.0
1160	移動身体介護深夜0.5・早朝1.0	7,980	1.5
1161	移動身体介護深夜0.5・早朝1.5	9,000	2.0
1162	移動身体介護深夜0.5・早朝2.0	10,070	2.5
1163	移動身体介護深夜0.5・早朝2.5	11,100	3.0
1164	移動身体介護深夜1.0・早朝0.5	8,350	1.5
1165	移動身体介護深夜1.0・早朝1.0	9,370	2.0
1166	移動身体介護深夜1.0・早朝1.5	10,440	2.5
1167	移動身体介護深夜1.0・早朝2.0	11,470	3.0
1168	移動身体介護深夜1.5・早朝0.5	9,840	2.0
1169	移動身体介護深夜1.5・早朝1.0	10,900	2.5
1170	移動身体介護深夜1.5・早朝1.5	11,940	3.0
1171	移動身体介護深夜2.0・早朝0.5	11,100	2.5
1172	移動身体介護深夜2.0・早朝1.0	12,140	3.0
1173	移動身体介護深夜2.5・早朝0.5	12,350	3.0

移動身体介護支援(早朝+日中)

サービスコード	サービス内容略称	単位(円)	
1174	移動身体介護早朝0.5・日中0.5	4,680	1.0
1175	移動身体介護早朝0.5・日中1.0	6,510	1.5
1176	移動身体介護早朝0.5・日中1.5	7,330	2.0
1177	移動身体介護早朝0.5・日中2.0	8,180	2.5
1178	移動身体介護早朝0.5・日中2.5	9,010	3.0
1179	移動身体介護早朝1.0・日中0.5	6,880	1.5
1180	移動身体介護早朝1.0・日中1.0	7,700	2.0
1181	移動身体介護早朝1.0・日中1.5	8,550	2.5
1182	移動身体介護早朝1.0・日中2.0	9,380	3.0
1183	移動身体介護早朝1.5・日中0.5	8,160	2.0
1184	移動身体介護早朝1.5・日中1.0	9,010	2.5
1185	移動身体介護早朝1.5・日中1.5	9,840	3.0
1186	移動身体介護早朝2.0・日中0.5	9,210	2.5
1187	移動身体介護早朝2.0・日中1.0	10,040	3.0
1188	移動身体介護早朝2.5・日中0.5	10,260	3.0

移動身体介護支援(日中+夜間)

サービスコード	サービス内容略称	単位(円)	
1189	移動身体介護日中0.5・夜間0.5	4,410	1.0
1190	移動身体介護日中0.5・夜間1.0	6,700	1.5
1191	移動身体介護日中0.5・夜間1.5	7,720	2.0
1192	移動身体介護日中0.5・夜間2.0	8,790	2.5
1193	移動身体介護日中0.5・夜間2.5	9,820	3.0
1194	移動身体介護日中1.0・夜間0.5	6,330	1.5
1195	移動身体介護日中1.0・夜間1.0	7,350	2.0
1196	移動身体介護日中1.0・夜間1.5	8,420	2.5
1197	移動身体介護日中1.0・夜間2.0	9,450	3.0
1198	移動身体介護日中1.5・夜間0.5	6,900	2.0
1199	移動身体介護日中1.5・夜間1.0	7,960	2.5
1200	移動身体介護日中1.5・夜間1.5	9,000	3.0
1201	移動身体介護日中2.0・夜間0.5	7,750	2.5
1202	移動身体介護日中2.0・夜間1.0	8,790	3.0
1203	移動身体介護日中2.5・夜間0.5	8,580	3.0

移動身体介護支援(深夜+早朝+日中)

サービスコード	サービス内容略称	単位(円)	
1204	移動身体介護深夜0.5・早朝2.0・日中0.5	10,900	3.0

移動身体介護支援(夜間+深夜)

サービスコード	サービス内容略称	単位(円)	
1205	移動身体介護夜間0.5・深夜0.5	5,420	1.0
1206	移動身体介護夜間0.5・深夜1.0	8,170	1.5
1207	移動身体介護夜間0.5・深夜1.5	9,400	2.0
1208	移動身体介護夜間0.5・深夜2.0	10,670	2.5
1209	移動身体介護夜間0.5・深夜2.5	11,920	3.0
1210	移動身体介護夜間1.0・深夜0.5	7,800	1.5
1211	移動身体介護夜間1.0・深夜1.0	9,030	2.0
1212	移動身体介護夜間1.0・深夜1.5	10,300	2.5
1213	移動身体介護夜間1.0・深夜2.0	11,550	3.0
1214	移動身体介護夜間1.5・深夜0.5	8,570	2.0
1215	移動身体介護夜間1.5・深夜1.0	9,850	2.5
1216	移動身体介護夜間1.5・深夜1.5	11,090	3.0
1217	移動身体介護夜間2.0・深夜0.5	9,640	2.5
1218	移動身体介護夜間2.0・深夜1.0	10,880	3.0
1219	移動身体介護夜間2.5・深夜0.5	10,680	3.0

移動身体介護支援(日を跨る場合 2日目深夜増分)

サービスコード	サービス内容略称	単位(円)	
1220	移動身体介護日跨増深夜0.5・深夜0.5	2,220	0.5
1221	移動身体介護日跨増深夜0.5・深夜1.0	4,970	1.0
1222	移動身体介護日跨増深夜0.5・深夜1.5	6,200	1.5
1223	移動身体介護日跨増深夜0.5・深夜2.0	7,470	2.0
1224	移動身体介護日跨増深夜0.5・深夜2.5	8,720	2.5
1225	移動身体介護日跨増深夜1.0・深夜0.5	2,750	0.5
1226	移動身体介護日跨増深夜1.0・深夜1.0	3,980	1.0
1227	移動身体介護日跨増深夜1.0・深夜1.5	5,250	1.5
1228	移動身体介護日跨増深夜1.0・深夜2.0	6,500	2.0
1229	移動身体介護日跨増深夜1.5・深夜0.5	1,230	0.5
1230	移動身体介護日跨増深夜1.5・深夜1.0	2,510	1.0
1231	移動身体介護日跨増深夜1.5・深夜1.5	3,750	1.5
1232	移動身体介護日跨増深夜2.0・深夜0.5	1,280	0.5
1233	移動身体介護日跨増深夜2.0・深夜1.0	2,520	1.0
1234	移動身体介護日跨増深夜2.5・深夜0.5	1,250	0.5

移動身体介護支援(深夜+早朝+日中)*サービス間隔が2時間未満の場合

サービスコード	サービス内容略称	単位(円)	
1235	移動身体介護深夜0.5・早朝1.5・日中0.5	9,850	2.5
1236	移動身体介護深夜0.5・早朝1.5・日中1.0	10,680	3.0
1237	移動身体介護深夜1.0・早朝1.5・日中0.5	11,270	3.0
1238	移動身体介護深夜0.5・早朝1.0・日中0.5	8,800	2.0
1239	移動身体介護深夜0.5・早朝1.0・日中1.0	9,850	2.5
1240	移動身体介護深夜0.5・早朝1.0・日中1.5	10,480	3.0
1241	移動身体介護深夜1.0・早朝1.0・日中0.5	10,220	2.5
1242	移動身体介護深夜1.0・早朝1.0・日中1.0	11,050	3.0
1243	移動身体介護深夜1.5・早朝1.0・日中0.5	11,730	3.0
1244	移動身体介護深夜0.5・早朝0.5・日中0.5	7,520	1.5
1245	移動身体介護深夜0.5・早朝0.5・日中1.0	8,340	2.0
1246	移動身体介護深夜0.5・早朝0.5・日中1.5	9,190	2.5
1247	移動身体介護深夜0.5・早朝0.5・日中2.0	10,020	3.0
1248	移動身体介護深夜1.0・早朝0.5・日中0.5	9,170	2.0
1249	移動身体介護深夜1.0・早朝0.5・日中1.0	10,020	2.5
1250	移動身体介護深夜1.0・早朝0.5・日中1.5	10,850	3.0
1251	移動身体介護深夜1.5・早朝0.5・日中0.5	10,690	2.5
1252	移動身体介護深夜1.5・早朝0.5・日中1.0	11,520	3.0
1253	移動身体介護深夜2.0・早朝0.5・日中0.5	11,930	3.0

移動身体介護支援(深夜+日中)

サービスコード	サービス内容略称	単位(円)	
1254	移動身体介護深夜0.5・日中0.5	5,320	1.0
1255	移動身体介護深夜0.5・日中1.0	7,150	1.5
1256	移動身体介護深夜0.5・日中1.5	7,970	2.0
1257	移動身体介護深夜0.5・日中2.0	8,820	2.5
1258	移動身体介護深夜0.5・日中2.5	9,650	3.0
1259	移動身体介護深夜1.0・日中0.5	7,890	1.5
1260	移動身体介護深夜1.0・日中1.0	8,710	2.0
1261	移動身体介護深夜1.0・日中1.5	9,560	2.5
1262	移動身体介護深夜1.0・日中2.0	10,390	3.0
1263	移動身体介護深夜1.5・日中0.5	9,630	2.0
1264	移動身体介護深夜1.5・日中1.0	10,480	2.5
1265	移動身体介護深夜1.5・日中1.5	11,310	3.0
1266	移動身体介護深夜2.0・日中0.5	10,890	2.5
1267	移動身体介護深夜2.0・日中1.0	11,720	3.0
1268	移動身体介護深夜2.5・日中0.5	12,140	3.0

移動身体介護支援(日中+夜間+深夜)*サービス間隔が2時間未満の場合

サービスコード	サービス内容略称	単位(円)	
1269	移動身体介護日中0.5・夜間2.0・深夜0.5	10,040	3.0
1270	移動身体介護日中0.5・夜間1.5・深夜0.5	9,000	2.5
1271	移動身体介護日中0.5・夜間1.5・深夜1.0	10,240	3.0
1272	移動身体介護日中1.0・夜間1.5・深夜0.5	9,670	3.0
1273	移動身体介護日中0.5・夜間1.0・深夜0.5	7,930	2.0
1274	移動身体介護日中0.5・夜間1.0・深夜1.0	9,210	2.5
1275	移動身体介護日中0.5・夜間1.0・深夜1.5	10,450	3.0
1276	移動身体介護日中1.0・夜間1.0・深夜0.5	8,630	2.5
1277	移動身体介護日中1.0・夜間1.0・深夜1.0	9,870	3.0
1278	移動身体介護日中1.5・夜間1.0・深夜0.5	9,210	3.0
1279	移動身体介護日中0.5・夜間0.5・深夜0.5	7,160	1.5
1280	移動身体介護日中0.5・夜間0.5・深夜1.0	8,390	2.0
1281	移動身体介護日中0.5・夜間0.5・深夜1.5	9,660	2.5
1282	移動身体介護日中0.5・夜間0.5・深夜2.0	1,091	3.0
1283	移動身体介護日中1.0・夜間0.5・深夜0.5	7,560	2.0
1284	移動身体介護日中1.0・夜間0.5・深夜1.0	8,840	2.5
1285	移動身体介護日中1.0・夜間0.5・深夜1.5	10,080	3.0
1286	移動身体介護日中1.5・夜間0.5・深夜0.5	8,180	2.5
1287	移動身体介護日中1.5・夜間0.5・深夜1.0	9,420	3.0
1288	移動身体介護日中2.0・夜間0.5・深夜0.5	9,000	3.0

移動身体介護支援(早朝+日中+夜間)*サービス間隔が2時間未満の場合

サービスコード	サービス内容略称	単位(円)	
1289	移動身体介護早朝0.5・日中2.0・夜間0.5	9,220円	3.0

移動支援(日中増分)

サービスコード	サービス内容略称	単位(円)	
1290	移動日中増0.5	830円	0.5
1291	移動日中増1.0	1,660円	1.0
1292	移動日中増1.5	2,490円	1.5
1293	移動日中増2.0	3,320円	2.0
1294	移動日中増2.5	4,150円	2.5
1295	移動日中増3.0	4,980円	3.0
1296	移動日中増3.5	5,810円	3.5
1297	移動日中増4.0	6,640円	4.0
1298	移動日中増4.5	7,470円	4.5
1299	移動日中増5.0	8,300円	5.0
1300	移動日中増5.5	9,130円	5.5
1301	移動日中増6.0	9,960円	6.0
1302	移動日中増6.5	10,790円	6.5
1303	移動日中増7.0	11,620円	7.0
1304	移動日中増7.5	12,450円	7.5
1305	移動日中増8.0	13,280円	8.0
1306	移動日中増8.5	14,110円	8.5
1307	移動日中増9.0	14,940円	9.0
1308	移動日中増9.5	15,770円	9.5
1309	移動日中増10.0	16,600円	10.0
1310	移動日中増10.5	17,430円	10.5

移動支援(早朝増分)

サービスコード	サービス内容略称	単位(円)	
1311	移動早朝増0.5	1,040円	0.5
1312	移動早朝増1.0	2,080円	1.0
1313	移動早朝増1.5	3,110円	1.5
1314	移動早朝増2.0	4,150円	2.0
1315	移動早朝増2.5	5,190円	2.5

移動支援(夜間増分)

サービスコード	サービス内容略称	単位(円)	
1316	移動夜間増0.5	1,040円	0.5
1317	移動夜間増1.0	2,080円	1.0
1318	移動夜間増1.5	3,110円	1.5
1319	移動夜間増2.0	4,150円	2.0
1320	移動夜間増2.5	5,190円	2.5
1321	移動夜間増3.0	6,230円	3.0
1322	移動夜間増3.5	7,260円	3.5
1323	移動夜間増4.0	8,300円	4.0
1324	移動夜間増4.5	9,340円	4.5

移動支援(深夜増分)

サービスコード	サービス内容略称	単位(円)	
1325	移動深夜増0.5	1,250円	0.5
1326	移動深夜増1.0	2,490円	1.0
1327	移動深夜増1.5	3,740円	1.5
1328	移動深夜増2.0	4,980円	2.0
1329	移動深夜増2.5	6,230円	2.5
1330	移動深夜増3.0	7,470円	3.0
1331	移動深夜増3.5	8,720円	3.5
1332	移動深夜増4.0	9,960円	4.0
1333	移動深夜増4.5	11,210円	4.5
1334	移動深夜増5.0	12,450円	5.0
1335	移動深夜増5.5	13,700円	5.5
1336	移動深夜増6.0	14,940円	6.0
1337	移動深夜増6.5	16,190円	6.5

移動基本支援(日中のみ)

サービスコード	サービス内容略称	単位数	換算後支給量(時間)	
1511	移動基本日中0.5	1,060円	0.5	30分未満
1512	移動基本日中1.0	1,970円	1.0	30分以上～59分以下
1513	移動基本日中1.5	2,750円	1.5	1時間以上～1時間29分以下
1514	移動基本日中2.0	3,450円	2.0	1時間30分以上～1時間59分以下
1515	移動基本日中2.5	4,140円	2.5	2時間以上～2時間29分以下
1516	移動基本日中3.0	4,830円	3.0	2時間30分以上～2時間59分以下
1517	移動基本日中3.5	5,520円	3.5	3時間以上～3時間29分以下
1518	移動基本日中4.0	6,210円	4.0	3時間30分以上～3時間59分以下
1519	移動基本日中4.5	6,900円	4.5	4時間以上～4時間29分以下
1520	移動基本日中5.0	7,590円	5.0	4時間30分以上～4時間59分以下
1521	移動基本日中5.5	8,280円	5.5	5時間以上～5時間29分以下
1522	移動基本日中6.0	8,970円	6.0	5時間30分以上～5時間59分以下
1523	移動基本日中6.5	9,660円	6.5	6時間以上～6時間29分以下
1524	移動基本日中7.0	10,350円	7.0	6時間30分以上～6時間59分以下
1525	移動基本日中7.5	11,040円	7.5	7時間以上～7時間29分以下
1526	移動基本日中8.0	11,730円	8.0	7時間30分以上～7時間59分以下
1527	移動基本日中8.5	12,420円	8.5	8時間以上～8時間29分以下
1528	移動基本日中9.0	13,110円	9.0	8時間30分以上～8時間59分以下
1529	移動基本日中9.5	13,800円	9.5	9時間以上～9時間29分以下
1530	移動基本日中10.0	14,490円	10.0	9時間30分以上～9時間59分以下
1531	移動基本日中10.5	15,180円	10.5	10時間以上～10時間29分以下

移動基本支援(早朝のみ)

サービスコード	サービス内容略称	単位数	
1532	移動基本早朝0.5	1,330円	0.5
1533	移動基本早朝1.0	2,460円	1.0
1534	移動基本早朝1.5	3,440円	1.5
1535	移動基本早朝2.0	4,310円	2.0
1536	移動基本早朝2.5	5,180円	2.5

移動基本支援(夜間のみ)

サービスコード	サービス内容略称	単位数	
1537	移動基本夜間0.5	1,330円	0.5
1538	移動基本夜間1.0	2,460円	1.0
1539	移動基本夜間1.5	3,440円	1.5
1540	移動基本夜間2.0	4,310円	2.0
1541	移動基本夜間2.5	5,180円	2.5
1542	移動基本夜間3.0	6,040円	3.0
1543	移動基本夜間3.5	6,900円	3.5
1544	移動基本夜間4.0	7,760円	4.0
1545	移動基本夜間4.5	8,630円	4.5

移動基本支援(深夜のみ)

サービスコード	サービス内容略称	単位数	
1546	移動基本深夜0.5	1,590円	0.5
1547	移動基本深夜1.0	2,960円	1.0
1548	移動基本深夜1.5	4,130円	1.5
1549	移動基本深夜2.0	5,180円	2.0
1550	移動基本深夜2.5	6,210円	2.5
1551	移動基本深夜3.0	7,250円	3.0
1552	移動基本深夜3.5	8,280円	3.5
1553	移動基本深夜4.0	9,320円	4.0
1554	移動基本深夜4.5	10,350円	4.5
1555	移動基本深夜5.0	11,390円	5.0
1556	移動基本深夜5.5	12,420円	5.5
1557	移動基本深夜6.0	13,460円	6.0
1558	移動基本深夜6.5	14,490円	6.5

移動基本支援(深夜+早朝)

サービスコード	サービス内容略称	単位数	
1559	移動基本深夜0.5・早朝0.5	2,730円	1.0
1560	移動基本深夜0.5・早朝1.0	3,700円	1.5
1561	移動基本深夜1.0・早朝0.5	3,940円	1.5

移動基本支援(早朝+日中)

サービスコード	サービス内容略称	単位数	
1562	移動基本早朝0.5・日中0.5	2,240円	1.0
1563	移動基本早朝0.5・日中1.0	3,020円	1.5
1564	移動基本早朝1.0・日中0.5	3,240円	1.5

移動基本支援(日中+夜間)

サービスコード	サービス内容略称	単位数	
1565	移動基本日中0.5・夜間0.5	2,200円	1.0
1566	移動基本日中0.5・夜間1.0	3,170円	1.5
1567	移動基本日中1.0・夜間0.5	2,950円	1.5

移動基本支援(夜間+深夜)

サービスコード	サービス内容略称	単位数	
1568	移動基本夜間0.5・深夜0.5	2,700円	1.0
1569	移動基本夜間0.5・深夜1.0	3,870円	1.5
1570	移動基本夜間1.0・深夜0.5	3,630円	1.5

移動基本支援(日を跨る場合 2日目深夜増分)

サービスコード	サービス内容略称	単位数	
1571	移動基本日跨増深夜0.5・深夜0.5	1,370円	0.5
1572	移動基本日跨増深夜0.5・深夜1.0	2,540円	1.0
1573	移動基本日跨増深夜1.0・深夜0.5	1,170円	0.5

移動基本支援(深夜+早朝+日中)*サービス間隔が2時間未満の場合

サービスコード	サービス内容略称	単位数	
1574	移動基本深夜0.5・早朝0.5・日中0.5	3,510円	1.5

移動基本支援(深夜+日中)*サービス間隔が2時間未満の場合

サービスコード	サービス内容略称	単位数	
1575	移動基本深夜0.5・日中0.5	2,500円	1.0
1576	移動基本深夜0.5・日中1.0	3,280円	1.5
1577	移動基本深夜1.0・日中0.5	3,740円	1.5

移動基本支援(日中+夜間+深夜)*サービス間隔が2時間未満の場合

サービスコード	サービス内容略称	単位数	
1578	移動基本日中0.5・夜間0.5・深夜0.5	3,370円	1.5

移動基本支援(日中増分)

サービスコード	サービス内容略称	単位数	
1579	移動基本日中増0.5	690円	0.5
1580	移動基本日中増1.0	1,380円	1.0
1581	移動基本日中増1.5	2,070円	1.5
1582	移動基本日中増2.0	2,760円	2.0
1583	移動基本日中増2.5	3,450円	2.5
1584	移動基本日中増3.0	4,140円	3.0
1585	移動基本日中増3.5	4,830円	3.5
1586	移動基本日中増4.0	5,520円	4.0
1587	移動基本日中増4.5	6,210円	4.5
1588	移動基本日中増5.0	6,900円	5.0
1589	移動基本日中増5.5	7,590円	5.5
1590	移動基本日中増6.0	8,280円	6.0
1591	移動基本日中増6.5	8,970円	6.5
1592	移動基本日中増7.0	9,660円	7.0
1593	移動基本日中増7.5	10,350円	7.5
1594	移動基本日中増8.0	11,040円	8.0
1595	移動基本日中増8.5	11,730円	8.5
1596	移動基本日中増9.0	12,420円	9.0
1597	移動基本日中増9.5	13,110円	9.5
1598	移動基本日中増10.0	13,800円	10.0
1599	移動基本日中増10.5	14,490円	10.5

移動基本支援(早朝増分)

サービスコード	サービス内容略称	単位数	
1600	移動基本早朝増0.5	860円	0.5
1601	移動基本早朝増1.0	1,730円	1.0
1602	移動基本早朝増1.5	2,590円	1.5
1603	移動基本早朝増2.0	3,450円	2.0
1604	移動基本早朝増2.5	4,310円	2.5

移動基本支援(夜間増分)

サービスコード	サービス内容略称	単位数	
1605	移動基本夜間増0.5	860円	0.5
1606	移動基本夜間増1.0	1,730円	1.0
1607	移動基本夜間増1.5	2,590円	1.5
1608	移動基本夜間増2.0	3,450円	2.0
1609	移動基本夜間増2.5	4,310円	2.5
1610	移動基本夜間増3.0	5,180円	3.0
1611	移動基本夜間増3.5	6,040円	3.5
1612	移動基本夜間増4.0	6,900円	4.0
1613	移動基本夜間増4.5	7,760円	4.5

移動基本支援(深夜増分)

サービスコード	サービス内容略称	単位数	
1614	移動基本深夜増0.5	1,040円	0.5
1615	移動基本深夜増1.0	2,070円	1.0
1616	移動基本深夜増1.5	3,110円	1.5
1617	移動基本深夜増2.0	4,140円	2.0
1618	移動基本深夜増2.5	5,180円	2.5
1619	移動基本深夜増3.0	6,210円	3.0
1620	移動基本深夜増3.5	7,250円	3.5
1621	移動基本深夜増4.0	8,280円	4.0
1622	移動基本深夜増4.5	9,320円	4.5
1623	移動基本深夜増5.0	10,350円	5.0
1624	移動基本深夜増5.5	11,390円	5.5
1625	移動基本深夜増6.0	12,420円	6.0
1626	移動基本深夜増6.5	13,460円	6.5

蒲郡市日中一時支援(変更後) サービスコード(R7.4-)

コードNo.	内容	単価(円)	換算後支給量(日)	
2001	日中一時支援(1/4)	2,310	0.25	2時間59分まで
2002	日中一時支援(2/4)	4,620	0.5	4時間59分まで
2003	日中一時支援(3/4)	6,920	0.75	6時間59分まで
2004	日中一時支援(4/4)	9,230	1	7時間以上
2101	日中一時支援 医療的ケア(1/4)	7,350	0.25	2時間59分まで
2102	日中一時支援 医療的ケア(2/4)	14,690	0.5	4時間59分まで
2103	日中一時支援 医療的ケア(3/4)	22,040	0.75	6時間59分まで
2104	日中一時支援 医療的ケア(4/4)	29,380	1	7時間以上
2501	特別重度支援加算Ⅰ	6,100		医療的スコア25点以上
2502	特別重度支援加算Ⅱ	2,970		医療的スコア10点以上25点未満
2503	特別重度支援加算Ⅲ	1,200		医療的スコアもしくは市独自の判定スコアに該当するもの
2901	送迎加算(片道)	620		